

令和7年度

# 学校いじめ防止基本方針

石岡市立恋瀬小学校

作成日：2014年4月1日  
2025年3月31日改訂

# I いじめ防止対策のための基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを深刻化する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑥ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在もある。
- ⑦ いじめは、その行為の態様により、刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ること。
- ⑧ 学校、家庭・地域、関係機関等全ての関係者全体でそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ防止に取り組むこと。

### 【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 未然防止対策

道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。

### (1) 教職員の資質能力向上と共通理解

#### ① 研修の充実

児童や学級の実態を的確に見取るためには、全ての教職員の人権感覚を高めるとともに、いじめ防止対策推進法の内容を理解し、様態に応じた適切な対応ができるようにする事が大切である。そのためには、年間を通して校内研修を実施し、共通理解を図る。

#### ② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気大切である。

#### ③ 発達障害を含む、障害のある児童に係るいじめ防止について

教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

#### ④ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童に係るいじめ防止について

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う必要がある。

#### ⑤ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に係るいじめ防止について

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する必要がある。

#### ⑥ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童(以下「被災児童生徒」という。)について

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む必要がある。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

#### ① 児童から信頼される教職員

教職員の不適切な認識や言動によって児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長させたりすることがないように、指導には細心の注意を払う。児童の良きモデルとなり、いじめに係る情報の報告・相談が受けられるように、信頼されることが求められている。

また、児童から、いじめに係る情報の報告・相談があったときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

#### ② 全校集会や学級活動などでの取り組み

教員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。その際、いじめの未然防止のための授業(「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等)

を実施する。さらに、児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言など）できるよう支援する。

また、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

さらに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるための取り組みをする。

### ③ 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図り、「いじめの未然防止」や「生命の安全教育」の授業を行う必要がある。

### ④ 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱い、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

### ⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

## (3) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。また、学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページに公開するとともに、児童や保護者に対して、年度当初や入学時に内容を説明する。

## 3 早期発見

### (1) いじめを見抜く教師の目

#### ① 児童の立場に立つ

いじめを見抜くためには、児童一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。また、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることも必要である。そのためには、人権感覚を磨き、児童の立場に立って、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守るという姿勢が大切である。

#### ② 共感的に理解する

教師は、児童の言動や表情など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのためには、児童の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが大切である。

併せて、児童が困ったことや心配なことを進んで周囲の人に発信できるよう、「SOSの出し方教育」を行う必要がある。一人で抱え込まずに、相談してよいことを伝えていくことが大切である。

## (2) いじめ発見の手立て

### ① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとめることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

毎月いじめに関するアンケートを実施して児童理解を深めるとともに、相談の資料とする。3月には、児童の変容を含めて児童の実態を次年度担任へと引き継ぐものとする。

### ② いじめ早期発見チェックリスト

いじめを早期発見するために、児童の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

### ③ 相談体制

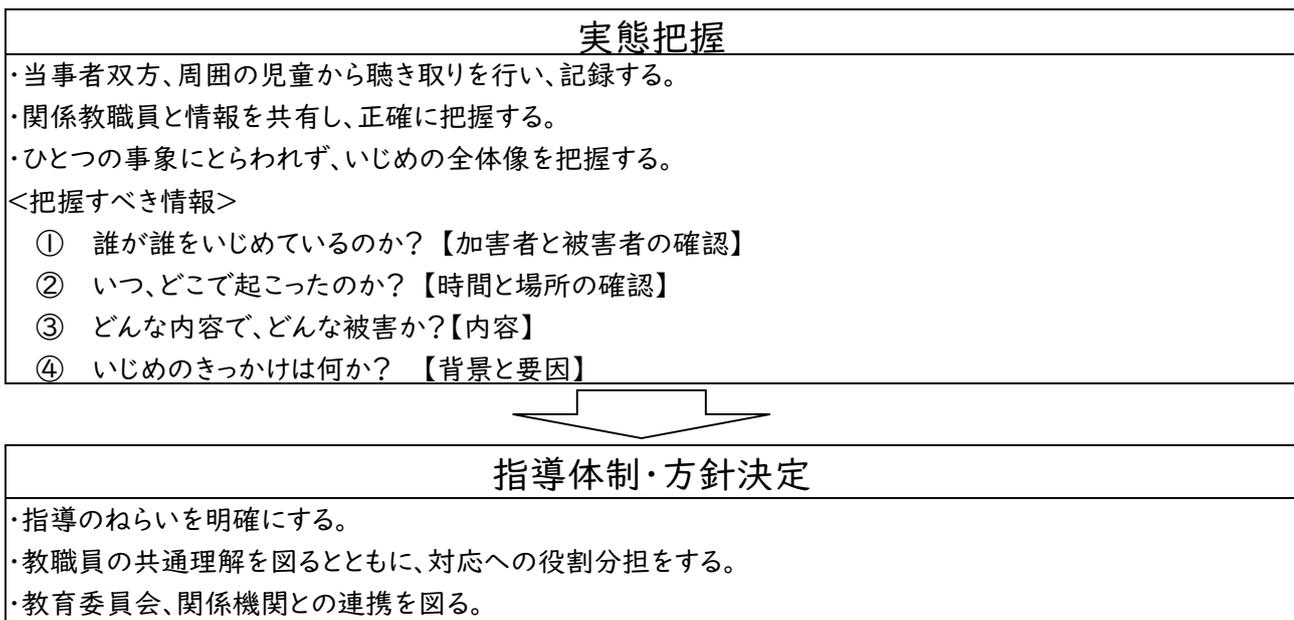
定期的な教育相談（個別面談）を行うだけでなく、「オンライン相談窓口」を開設し、常時相談を受け付けたり、チャンス相談等を実施したりすることで、定期的、適時に児童から直接状況を聞く機会を必ず設け、個々の児童の状況把握を十分に行い、いじめを早期発見する相談体制を整える。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら教育相談を行う。

毎週の職員集会時や、月に一度の職員会議の最後に「シェアタイム」を実施し、学級の気になる児童について共通理解を図り、全職員で対応の共有を図る。また、困ったことがあったら随時相談できる体制を整え、早期発見・早期対応を図る。

## 4 早期対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。



児童への指導・支援	保護者との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。</li> <li>・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接会って、その日のうちに事実関係を伝える。</li> <li>・徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。</li> <li>・理解と協力を求め、今後の学校との連携について話し合う。</li> </ul>



今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に指導、支援を行う。</li> <li>・カウンセラー等の活用も含め、心のケアに努める。</li> <li>・心の教育の充実を図り、支持的風土のある学級経営を行う。</li> </ul>

## (2) いじめ対応の留意点

### ① いじめられた側への対応

#### 児童に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊心を高めるように配慮する。

#### 保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談いただくように伝える。

### ② いじめた側への対応

#### 児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

#### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

### ③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## 5 重大事態とその対処

### (1) 重大事態とは

- |  |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

※ 一 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

二 「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学教長の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2) 重大事態の判断と対処について

重大事態の判断について、以下の事項を徹底する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。</li><li>・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。</li></ul> |
|--|

※ 被害児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

学校又は設置者が、いじめがあったと確認してなくとも、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ったりすることもあり得る。欠席の日数が30日になった時点で、重大事態であると判断し、対応を始めるとなると、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧される。このため、一定期間連続で欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する必要がある。

重大事態だと判断されたら、学校は、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態が発生した場合の報告等については、法等において以下の流れが示されている。

#### 発生報告【法第30条第1項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。</li></ul> |
|---|

#### 調査【法第28条第1項】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</li></ul> |
|--|

#### 情報提供【法第28条第2項】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</li></ul> |
|--|

調査結果報告【基本方針p39】【ガイドラインp12】

- ・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
- ・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調査【法第30条第2項】

- ・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

再調査報告【法第30条第3項】

- ・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

## 6 学校外のいじめの対応

### (1) インターネット上のいじめとは

インターネットや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等を、インターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだりラインやメールでやりとりしたりし、いじめを行うもの。

名称	◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト(学校裏サイト) ◇SNS(ソーシャルネットワーキングサービスの略) ◇LINE ◇動画共有サイト ◇オンラインゲーム上のチャット機能
具体例	◆外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画を消去することは極めて困難である。 ◆一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域社会に多大な被害を与える可能性がある。 ◆インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

### (2) 未然防止のために

#### ① 児童に情報モラル教育(デジタルシティズンシップ)を身に付けさせるための教育を充実する。

##### 児童への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事。
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

## ② 保護者と共通理解を図る。

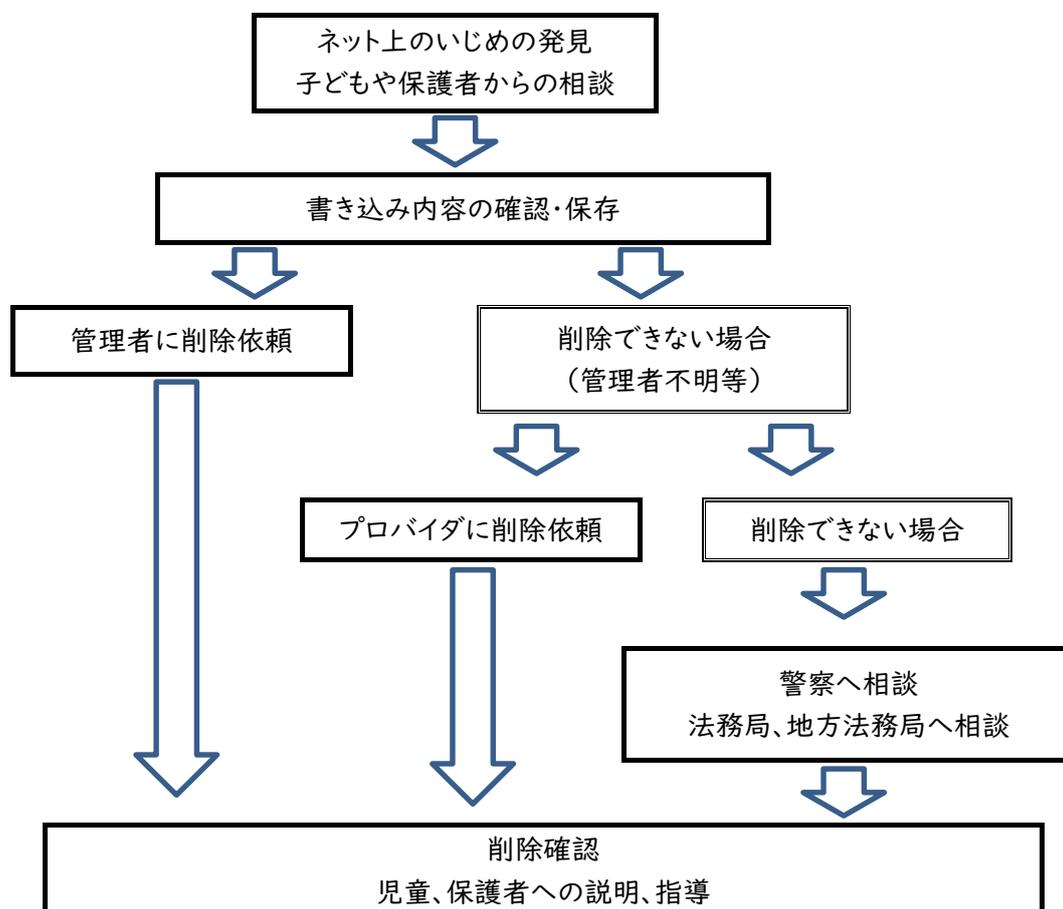
### 保護者会等で伝えたいこと

- 児童のオンラインゲーム機器や携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に加害者にも被害者にもなりうるという認識をもつこと。
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること。
- クロームブックは、学習用品として使用するため、それ以外の目的では使用させないこと。

## (3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

### <書き込み等の削除の手順>



### ① 管理者への連絡

- ・サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。

### ② 管理者が削除に応じない場合

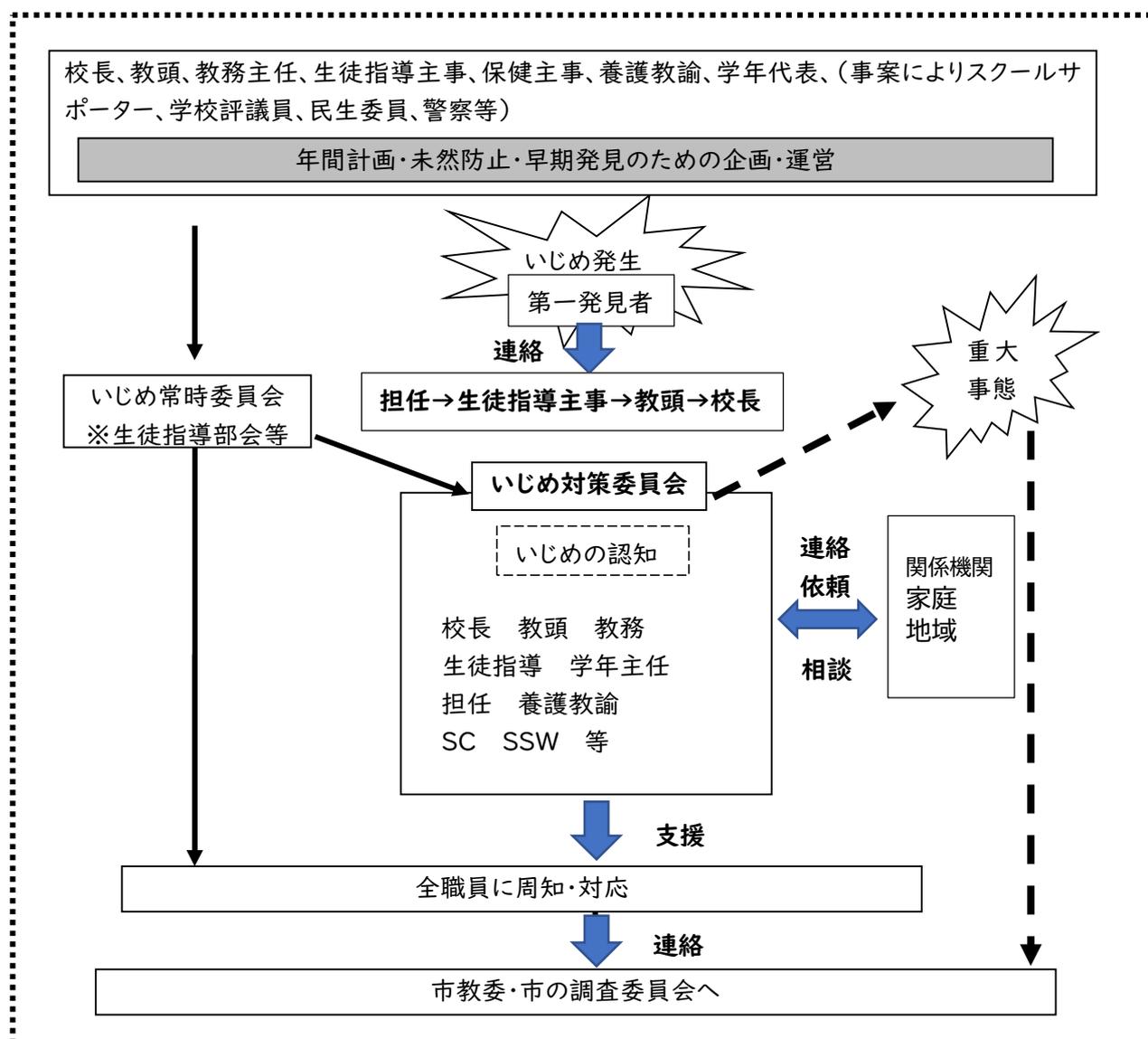
- ・プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

## Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

### Ⅰ いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年代表を中心に、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ常時委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ対策委員会は、未然防止・早期発見を目指し、生徒指導部、特別支援教育部、人権教育部、特別活動部等と連携を図り、計画を実施していく。
- (4) 学校の対策を機動的なものにするため、組織のもとに校長、教頭、教務、生徒指導主事で構成する実務部会を置く。この部会は必要に応じて関係する教職員を加えるなど柔軟に編成する。
- (5) いじめ事案の発生時は、速やかに担任、生徒指導主事、教頭、校長へ連絡し、実務部会を経ていじめ対策委員会で対応にあたる。
- (6) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (7) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

#### <いじめ対策委員会組織>



## 2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

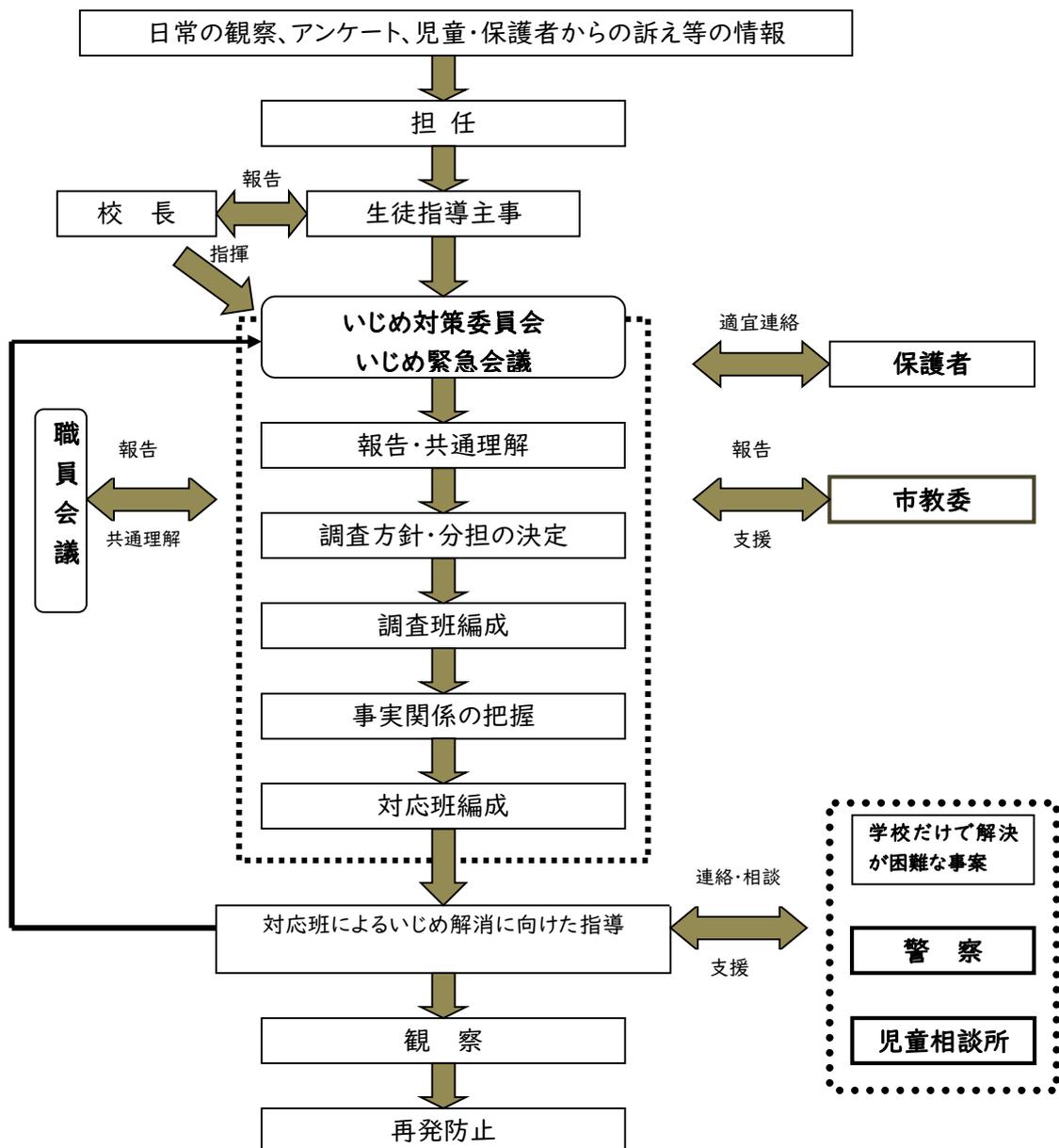
<年間指導計画>

月	通年	主な学校行事	年間指導計画		
			職員会議・研修等	未然防止	早期発見
4	いじめ常時委員会、職員会議(情報共有)、いじめ緊急会議(事案発生時)、市教委報告	○職員会議(方針、指導計画 職員への周知) ○授業参観・PTA総会 ○家庭確認 ○1年生を迎える会	○いじめ対策委員会(方針、指導計画) ○シェアタイム ○校内研修(学級づくり)	○情報モラル教育・保護者—PTA 総会、学年懇談会時に ・児童—学年毎に毎月実施	○いじめについての調査
5		○各学年 遠足 ○市陸上記録会 ○宿泊学習	○シェアタイム 月1回職員会議後と毎週1回職員集会時に実施	○SSTの実施 ○SOSの出し方教育	○いじめについての調査
6			○シェアタイム ○校内研修(教育相談の進め方)	○いじめゼロ宣言(各学年で発表) ○生命の安全教育	○教育相談 ○いじめについての調査
7		○あいさつ運動 ○人権集会 ○いじめゼロ宣言集会 ○授業参観 ○学年懇談会	○シェアタイム ○校内研修(いじめチェックリスト)	○人権教育 ○SSTの実施 ○保護者への啓発活動	○いじめについての調査 ○保護者アンケート
8			○校内研修(中学校区生徒指導情報交換会、研修会の共有) ○校内研修(学習指導と生徒指導の一体化)	○人権メッセージ作成	
9		○芸術鑑賞会	○いじめ対策委員会(情報共有) ○シェアタイム	○SSTの実施	○いじめについての調査
10		○運動会	○生徒指導研修の実施 ○シェアタイム		○いじめについての調査
11		○あいさつ運動	○シェアタイム	○SSTの実施 ○携帯・スマホ安全教育	○いじめについての調査
12		○授業参観 ○学年懇談会 ○人権教育研修会 ○持久走記録会	○校内研修(不登校対応と関係機関) ○シェアタイム	○薬物乱用防止教室 ○保護者への啓発活動	○教育相談 ○いじめについての調査

1		○シェアタイム	○SSTの実施	○いじめについての調査 ○保護者アンケート
2	○縄跳び集会 ○学年末PTA ○新入生保護者説明会	○いじめ対策委員会(次年度の課題把握) ○シェアタイム	○保護者への啓発活動	○いじめについての調査
3	○6年生を送る会 ○卒業式 ○修了式	○配慮を要する児童の共通理解と引き継ぎ		○いじめについての調査

### 3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

# 重大事態対応フロー図

